

風水害災害時の対応と組織と任務

江戸川区立平井南小学校

- 1 (1)前日、気象庁の翌日予報（翌日の午前6:00～午後6:00）に、『レベル3大雨警報』または『暴風警報』以上の警報が出される可能性が示された場合、翌日は登校させず、【オンライン授業】とする。保護者への連絡は午後2時を目安に行なう。
- (2)前日、午後3時の時点で江戸川区に台風の強さ（猛烈な最大風速 54m/s 以上）かつ（超大型・非常に大きい（風速 15m/s 以上の半径 800 km以上））が報道されているとき、午後4時までに翌日を「臨時休業」とするかどうかを江戸川区教育委員会が判断し、その後、学校から保護者に通知する。
- (3)当日、午前7時の時点で江戸川区に『暴風特別警報』又は『レベル5大雨特別警報』又は『レベル4大雨危険警報』もしくは、『暴風警報』かつ『レベル3大雨警報』、雪に関しても午前7時の時点で、江戸川区に『大雪 特別警報』又は『暴風雪 特別警報』又は『暴風雪警報』が報道されている場合は、臨時休業とする。『大雪警報』のみの場合は臨時休業としない。
- (4)下校時に『レベル3大雨警報』または暴風警報以上の警報等が江戸川区に発表されている場合、児童は「学校待機」または「保護者引き渡し」とする。

2 集団下校

天候の予報を見て、**悪化する前に**校長の判断で**集団（地区毎〔赤、青、緑、オレンジ〕）**下校も**選択肢とする**。

- (1) 校長・副校長は学年主任・専科主任を招集し、集団下校の周知・指示をする。
- (2) 副校長は連絡メール（tetoru）により、集団下校を保護者に伝える。
- (3) 担任は下校指導ののち、地区ごと及び学童登録に集合させ、集団下校をさせる。
学童登録児童は、すくすくにて待機する。教職員は担当ごとに付き添う。
※家の鍵を持っていない等帰宅できない児童は、学校待機させる。
- (4) 管理職・事務をはじめとする職員で、次の物品を上階に移動させる。

- ① 公印 ②学校沿革誌 ③ 卒業生台帳

担任以外の役割は、下記のポイントに立ち安全確保を行う。

	担当 ※特別支援担当は本校勤務日
A：江東新橋東詰	主事北園・吉原・采女・根本・加藤萌
B：江戸川教習所先歩道橋	主事椎名・佐野・平井・安部 S S S 鈴木・井熊
C：平井南小学校校舎信号付近	舞山・竹本・佐藤・中原・井口

- (5) 集団下校が完了した地区（班）から、職員室・副校長（不在の場合は校長）に報告。

3 校長は状況に応じて、職員の退勤・帰宅をさせる。